

山梨県立大学後援会 学生留学等資金貸付金について

学生の国際交流を支援するため、外国の大学等へ留学する学生及び外国の大学等での授業・研修に参加する学生に対して、山梨県立大学後援会が無利子で資金を貸し付ける制度が出来ました。

名 称		山梨県立大学後援会 学生留学等資金貸付金	
		学生留学資金貸付金	学生外国研修資金貸付金
貸 付	給付・貸与別	無利子貸与型	
	趣旨・目的	・本学学生が外国の大学又はこれに準ずる教育機関に留学する場合に、希望する学生に無利子で貸し付ける	・本学学生が、本学が外国の大学又はこれに準ずる教育機関で実施する授業又は研修に参加する場合に、希望する学生に無利子で貸し付ける
	応募資格	・以下のいずれにも該当する学生 保護者が後援会費を納入しているもの 外国の大学又はこれに準ずる教育機関に留学するもの 資金を貸し付けるにふさわしいと指導教員及び学部長が推薦するもの	・以下のいずれにも該当する学生 保護者が後援会費を納入しているもの 大学が外国の大学等で実施する授業又は研修に参加するもの 資金を貸し付けるにふさわしいと担当教員が推薦するもの
	貸与(貸付)対象期間又は回数	6ヶ月以上1年以内	1回
	貸付者の決定	各学部長、事務局長及び国際交流委員長で構成する選考委員会での選考に基づき、後援会長が貸付を決定する	各学部長、事務局長及び国際交流委員長で構成する選考委員会での選考に基づき、後援会長が貸付を決定する
	貸与(貸付)月額	アジア地域: 3万円又は5万円から選択 北米、欧州、オセアニア: 3万円、5万円又は8万円から選択	-
	一時貸与(貸付)金	-	所要額の1/2以内(上限30万円)
	貸付金支払回数	1回(渡航前に全額貸付)	1回(渡航前に全額貸付)
	貸付金支払方法	口座振替	口座振替
	1人当たり年間貸与(一括貸付)額	36万円、60万円、96万円	-
保証制度	連帯保証人2名を立てる	連帯保証人2名を立てる	
返 還	返還方法	月賦返還	月賦返還
	返還開始時期	卒業後6ヶ月を経過した翌月から	卒業後6ヶ月を経過した翌月から
	返還月額	1万円/月	1万円/月
	返還期間	36万円: 36ヶ月(3年間) 60万円: 60ヶ月(5年間) 96万円: 96ヶ月(8年間)	30万円: 30ヶ月
	返還金支払方法	口座振替	口座振替
	利率	無利子	無利子
	延滞利息	年10%	年10%

